

令和8年度 税制改正

では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除の額等を引き上げるほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げます。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設します。租税特別措置の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行います。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行います。また、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行います。

目次

Chapter

1 個人所得課税

(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応	2
(2) 住宅ローン控除の拡充	3
(3) NISAの拡充	3
(4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	4
(5) ひとり親控除の拡充	4

Chapter

2 法人課税

(1) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設	5
(2) 研究開発税制の強化	6
(3) 賃上げ促進税制の見直し	7

Chapter

3 消費課税

(1) 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化	8
(2) インボイス制度導入に係る経過措置の見直し	9
(3) 自動車重量税のエコカー減税の見直し	10
(4) 国際観光旅客税の税率の引上げ	10

Chapter

4 国際課税

新たな国際課税ルールへの対応	11
----------------	----

Chapter

5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛特別所得税の創設	12
------------	----

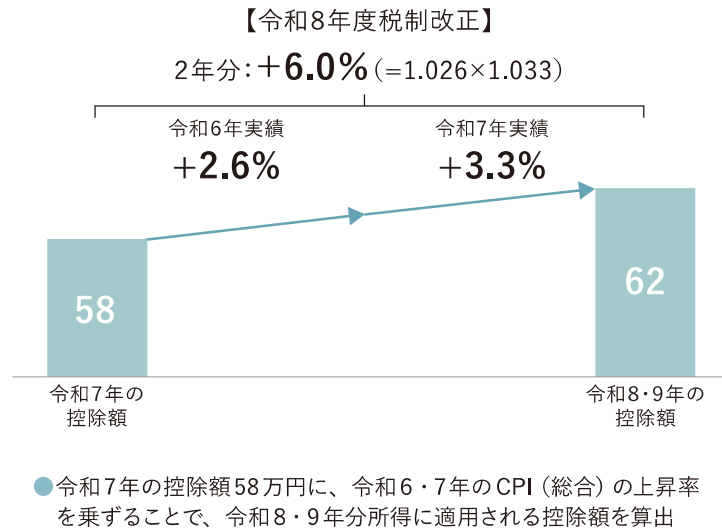
参考

令和8年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額	13
----------------------------	----

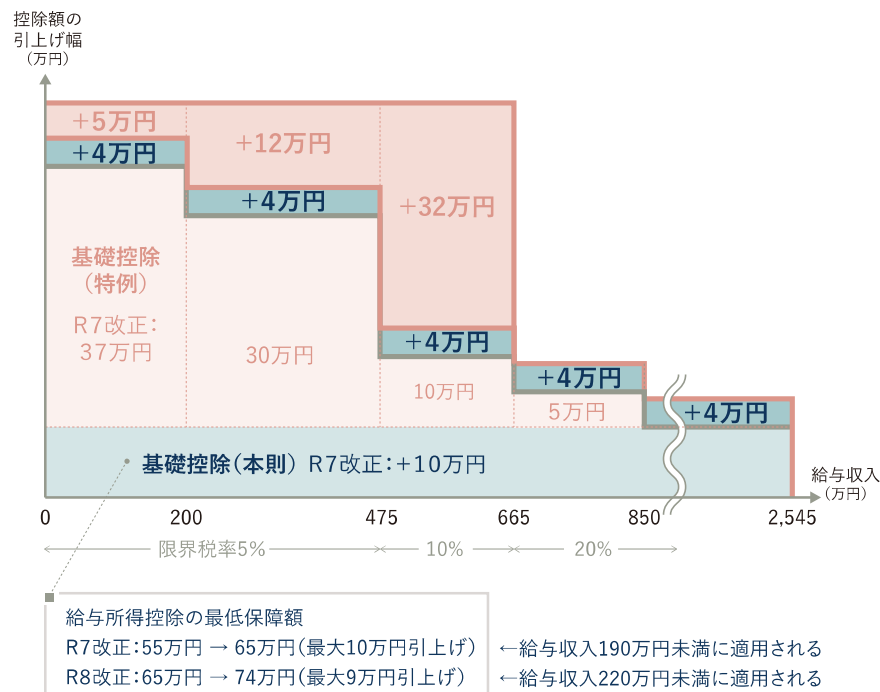
1 個人所得課税

(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

- 2年ごとに物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げることとし、基礎控除の額及び給与所得控除の最低保障額をそれぞれ4万円引き上げます。



- 令和7年度税制改正で措置した基礎控除の上乗せ特例について、合計所得金額489万円(給与収入665万円相当)以下の場合の上乗せ額を42万円まで引き上げるとともに、給与所得控除の最低保障額を5万円上乗せする特例を創設します(いずれも令和8・9年分)。



(2) 住宅ローン控除の拡充

- 適用期限を令和12年入居分まで5年間延長した上で、既存住宅の利活用の促進や省エネ性能の向上の観点から、一定の既存住宅に係る借入限度額の引上げ等を行います。

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 ※新築住宅は、 令和10年以降、 適用対象外 ^(注2)	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円		2,000万円	2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円		3,000万円	
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上 ※合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上も可(子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用)						
立地要件	〈令和10年以降入居分から〉 土砂災害などの災害レッドゾーン ^(注3) の新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

(注1)「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。

(注2) 令和9年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和10年6月30日以前に建築された場合に限り、借入限度額は2,000万円、控除期間は10年とする。

(注3) 開発・建築行為に規制が講じられている、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域(都市再生法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域のみ)。

(注4) 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除する。

(3) NISAの拡充

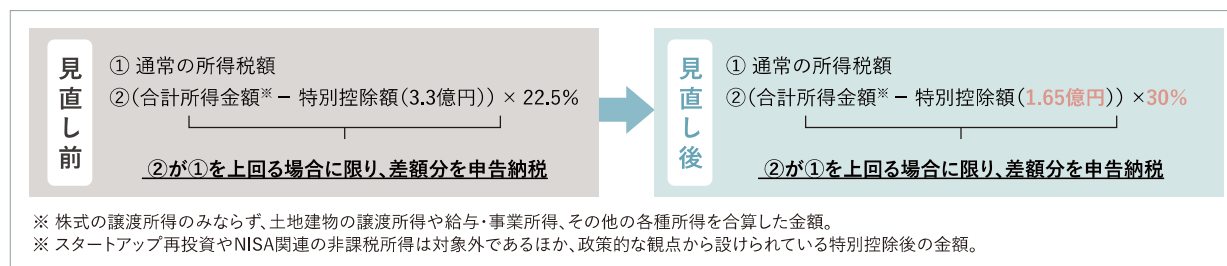
- 次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢を0～17歳に拡充し、年間投資枠及び非課税保有限度額を設定します。
- 12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とします。

	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	自動的に移行 1,800万円	1,200万円(内数)
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示 で定める要件を満たしたものに限り〕	上場株式・ 公募等株式投資信託等
投資方法・ 運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な 方法で投資。 ・一定の要件※の下、12歳以降は払 出しが可。	契約に基づき、定期かつ 継続的な方法で投資	制限なし

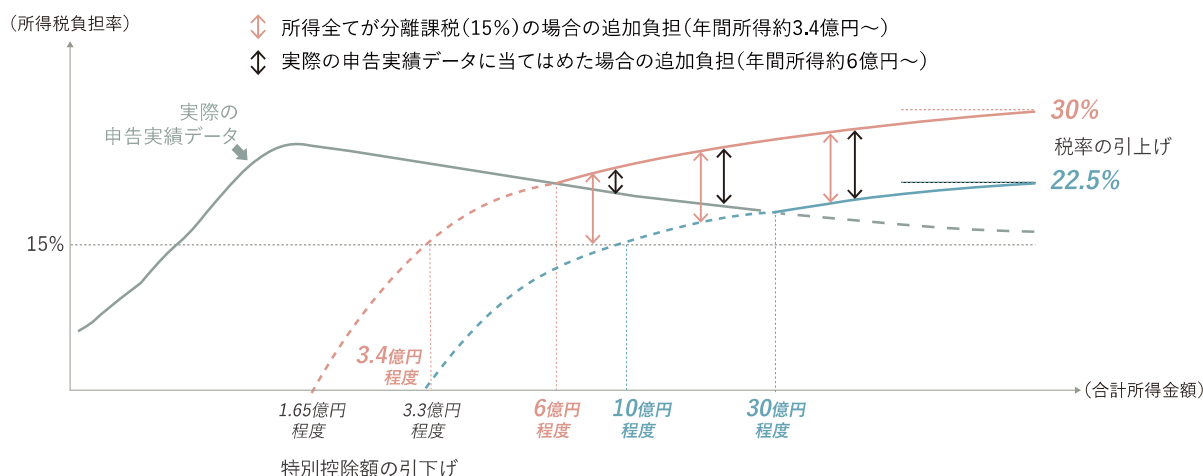
※資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

(4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

- 税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を見直します。(令和9年分の所得から適用)



見直しのイメージ



(5) ひとり親控除の拡充

- ひとり親控除の制度について、控除額35万円を38万円に引き上げます。(令和9年分の所得から適用)

「ひとり親」の要件

- ① 次のいずれかに該当すること
 - ・現に婚姻をしていない者
 - ・配偶者の生死の明らかでない者
- ② 生計を一にする子^(注1)を有すること
- ③ 合計所得金額500万円以下
- ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者^(注2)がいないこと

(注1) 総所得金額等が62万円以下であり、他の者の扶養親族又は同一生計配偶者とされていない子

(注2) 住民票の続柄の「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載で判別

2 法人課税

(1) 大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設

- 危機管理投資・成長投資による「強い経済」を実現するため、国内における高付加価値の設備投資を促進する観点から、**大胆な設備投資の促進に向けた税制**を創設します。

対象業種	全ての業種を対象。
対象資産	産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した設備等 を対象。 ●生産等に必要な以下の設備等 ① 機械装置 ② 工具及び器具備品 ③ 建物 ④ 建物附属設備及び構築物 ⑤ ソフトウェア ●投資下限額:35億円以上(中小企業者等については5億円以上) ●ROI水準:15%以上
措置内容	▶即時償却又は税額控除率7%(建物、建物附属設備、構築物は4%) ※控除上限:法人税額の20% ▶輸出入取引にかかる条件の著しい変化など、事業環境の急激な変化による影響への対応を行うための計画の認定を受けた事業者については、 最大3年間 の繰越が可能。
措置期間	産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。
他の設備投資税制の適用	本制度の適用を受ける場合、投資計画期間中は地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の設備投資税制は適用しない。 また、戦略分野国内生産促進税制の控除上限となる生産設備の額から、本制度の適用を受けた資産の取得価額を除くこととする。
不適用措置	大企業については、当期の所得が前期を超えているにもかかわらず、賃上げ要件又は国内設備投資要件のいずれかを満たさない場合は、本制度(繰越税額控除を除く。)は適用できない。 〈賃上げ要件〉 ●賃上げ率1%以上(超大企業は、2%以上) 〈国内設備投資要件〉 ●国内設備投資額が当期の減価償却費の30%超(超大企業は、40%超) ※超大企業:大企業のうち、以下のいずれかに該当する法人 ① 資本金の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上 ② 常時使用する従業員数が2,000人超

(2) 研究開発税制の強化

<戦略技術領域型の創設>

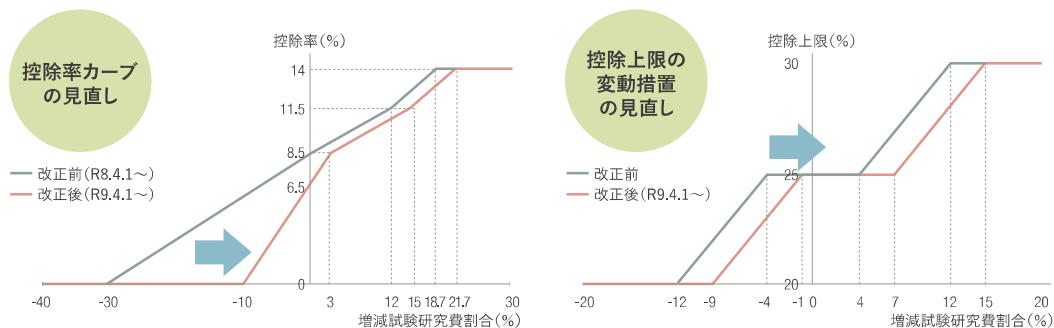
- 国家として戦略技術分野の試験研究を促進する観点から、新たに「**戦略技術領域型**」を創設し、産業技術力強化法の改正法の施行日から、令和11年3月31日までの間に産業技術力強化法の認定を受けた計画に基づく対象分野への試験研究費について、以下の措置を講じます。

対象分野: AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙
税額控除率: ① 認定計画に従って行う対象分野に係る試験研究費について、**40%**
② ①のうち、産業技術力強化法の認定研究開発機関との共同・委託試験研究費について、**50%**
控除上限: **既存の措置とは別枠で①②合計で、法人税額の10%**。限度超過額は、**3年間の繰越控除が可能**
※戦略技術領域型の対象とした試験研究費については、既存措置との重複は不可。

<試験研究費増加のための見直し>

- EBPMの観点から、データに基づく分析や専門家による指摘を踏まえ、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため**一般型の控除率カーブ及び控除上限の変動措置を見直します(令和9年4月1日以降)**。

- ・足元の物価動向等も踏まえ、控除率カーブ等について**3%分右方向に移動**。
- ・控除率カーブについては、試験研究費を増加させるインセンティブを高める観点から、**増減試験研究費割合▲10%以下の場合について、控除率を0%とする**。
- ・控除率カーブ・控除上限の時限措置について、**令和11年3月31日まで延長**。

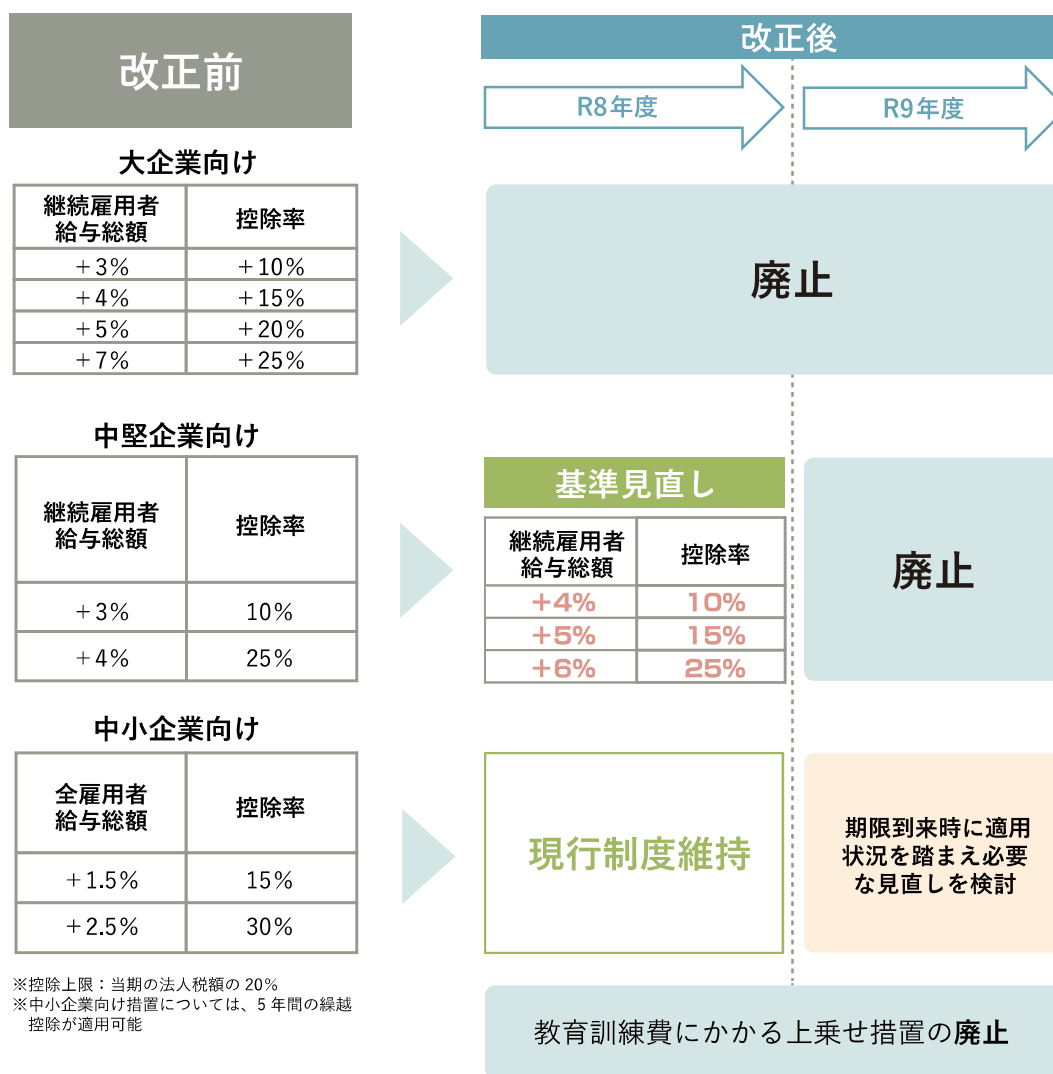


<その他の主な改正内容>

- 研究開発税制の控除対象となる試験研究費のうち、**海外への委託研究費について**、国内での試験研究に馴染まない海外での治験を除き、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、諸外国と同様、**一定の(令和8年度:70%、令和9年度:60%、令和10年度:50%を控除対象とする)制限を設けます**。
- 中小企業技術基盤強化税制について、控除率カーブ・控除上限の時限措置を令和11年3月31日まで延長し、さらに、**3年間の繰越控除を可能とします**。
- オープンイノベーション型における高度研究人材の活用について、学位の授与から5年未満の者を採用した場合、採用から5年間適用可能とする等の見直しを行います。

(3) 賃上げ促進税制の見直し

- 足元の賃上げの状況のほか、内部留保・現預金等が積み上がる中、コーポレートガバナンス改革に基づく人的投資促進の要請や、税制が中小企業の人手不足を助長しかねない状況も踏まえ、**大企業向けの措置を適用期限（令和8年度末）を待たずに令和7年度末をもって廃止します。**
- 中堅企業向けの措置は、物価を上回る安定的な賃上げに向け、適切なインセンティブ機能を発揮する観点から要件を見直し、適用期限をもって廃止します。
- 教育訓練費にかかる上乗せ措置については、教育訓練費の増加額を控除額が上回るという会計検査院の指摘も踏まえ、令和7年度末をもって廃止します。



※控除上限：当期の法人税額の20%
 ※中小企業向け措置については、5年間の繰越控除が適用可能

※子育てとの両立支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置（+5%）は維持。

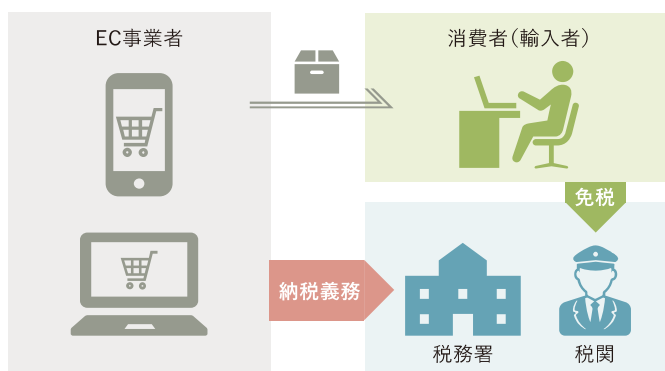
3 消費課税

(1) 国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

① 少額免税制度の見直し

- 円滑な通関を維持しつつ、国内の小売事業者との公平な競争環境を確保するため、国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の商品について、諸外国と同様、販売者に消費税の納税義務を課すこととし、令和10年4月1日から適用を開始します。

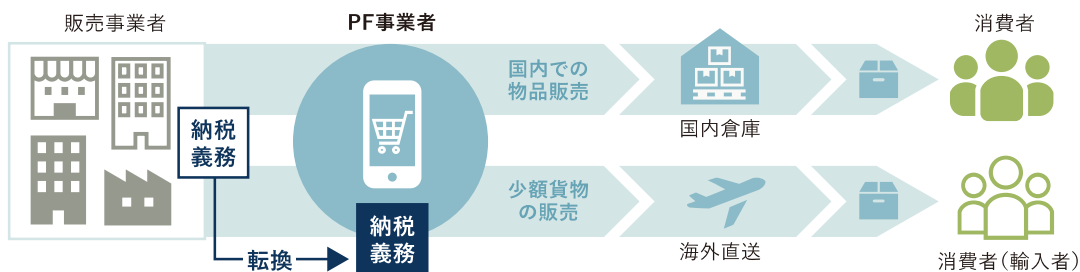
※1万円超の商品は、引き続き関税とともに輸入時に課税します。



② 物品販売に係るプラットフォーム課税

- プラットフォームを介する物品販売で生じている国外事業者の無申告への対処や少額免税制度の見直しに伴う適正課税の確保の観点から、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を転換することとし(プラットフォーム課税)、令和10年4月1日から適用を開始します。
- 対象とするプラットフォーム事業者には、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、プラットフォーム課税の対象となる物品販売の合計額が50億円超のプラットフォーム事業者を対象とし、その納税義務をプラットフォーム事業者に転換するほか、所要の措置を講ずることとします。

プラットフォーム課税のイメージ



プラットフォームを介して行われる、①国外事業者による国内での物品販売、②事業者による少額輸入貨物の販売をプラットフォーム課税の対象取引とし、これらの合計額が50億円超のプラットフォーム事業者に納税義務を転換する。

(注)「少額貨物の販売」については、改正により販売時課税の対象として新たに納税事務を求められることになることや、通関事務への影響等を踏まえ、国内の販売事業者の取引も含めてプラットフォーム課税の対象とする。

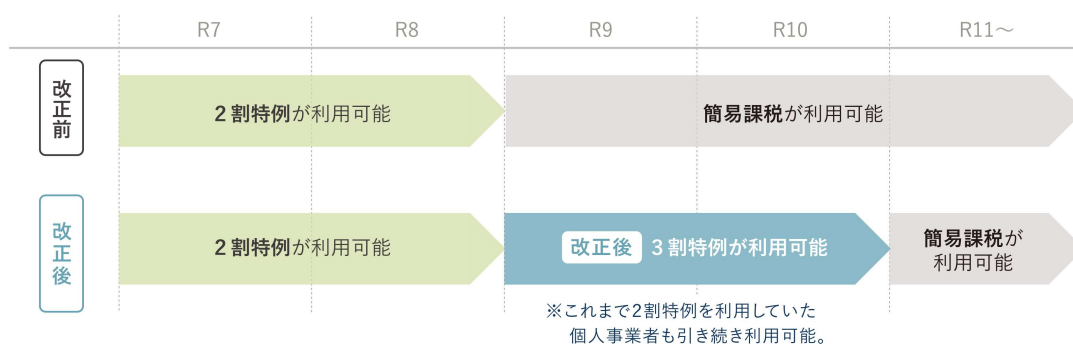
(2) インボイス制度導入に係る経過措置の見直し

① インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(いわゆる2割特例)の見直し

- いわゆる2割特例については、インボイス制度の定着をより確実なものとする観点から、事務負担への配慮がより必要と考えられる個人事業者については、納税額を売上税額の3割とする(仕入割合を7割とみなす)ことができる経過措置として、さらに2年延長します。

※令和9・10年分申告において利用可能です。

インボイス制度を踏まえて課税転換している個人事業者に関する簡易な申告方法の適用イメージ

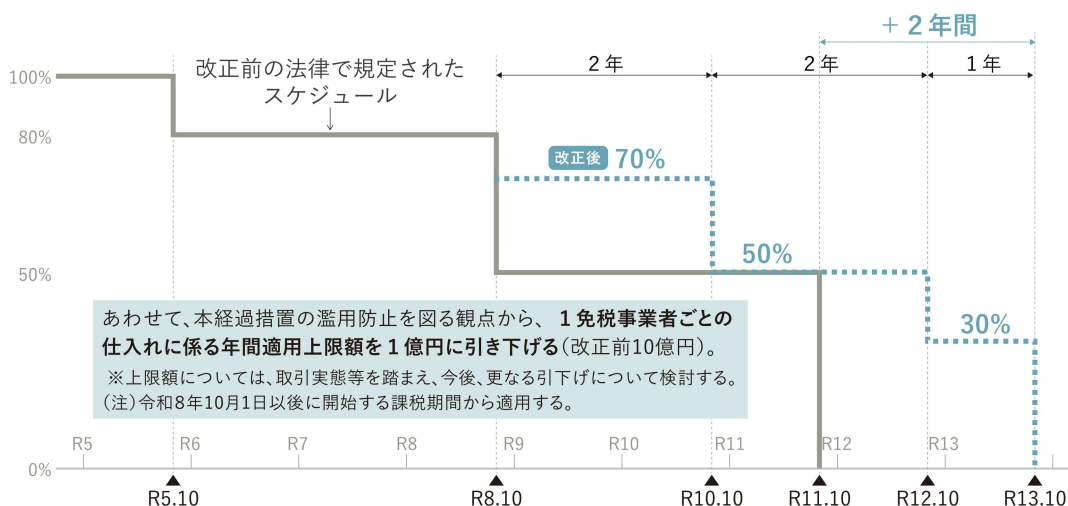


(注1) インボイス制度とは関係なく基準期間の課税売上高等に基づき課税事業者となる課税期間については、2割特例と同様、上記の3割特例は利用できません。

(注2) 2割特例又は3割特例から簡易課税制度への円滑な移行を確保する観点から、2割特例等の適用を受けた課税期間の翌課税期間から簡易課税制度に移行する場合には、確定申告期限までに必要な手続きをすればよいこととします。

② 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置(いわゆる8割控除)の見直し

- いわゆる8割控除については、段階的に縮減する方向性は確保しつつ、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペース・幅を緩和するとともに、1免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額を1億円に引き下げます(改正前10億円)。



(3) 自動車重量税のエコカー減税の見直し

- 電動車の一層の普及促進を図る観点から、令和8年5月から減免区分の基準となる**2030年度燃費基準の達成度を引き上げた上でエコカー減税の適用期限を2年延長**します。
- 達成度の引上げのうち一部については、令和9年5月から行われます。

【改正前】(R7.5.1～R8.4.30)

車種	減免区分	要件 (2030年度燃費基準達成度)
		EV・FCV・PHV・CNG
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030年度燃費基準 125%達成～
	初回免税	〃 100%達成～
	初回 ▲50%軽減	〃 90%達成～
	初回 ▲25%軽減	〃 80%達成～
	本則税率 (経過措置)	〃 75%達成～

【改正後】(R8.5.1～R10.4.30)

車種	減免区分	要件(2030年度燃費基準達成度)	
		R8.5.1～R9.4.30	R9.5.1～R10.4.30
EV・FCV・PHV・CNG	2回免税	達成度要件なし	
ガソリン車・LPG車・ディーゼル車	2回免税	2030年度燃費基準 125%達成～	
	初回免税	〃 105%達成～	
	初回 ▲75%軽減	〃 100%達成～	
	初回 ▲50%軽減	〃 95%達成～	
	初回 ▲25%軽減	〃 80%達成～	〃 85%達成～
	本則税率 (経過措置)		

(注1) EV・FCV・PHV・CNGとは、それぞれ電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車を指す。

(注2) ガソリン車・LPG車・ディーゼル車の減免対象は、一定の排ガス基準を満たす2020年度燃費基準達成車に限る。

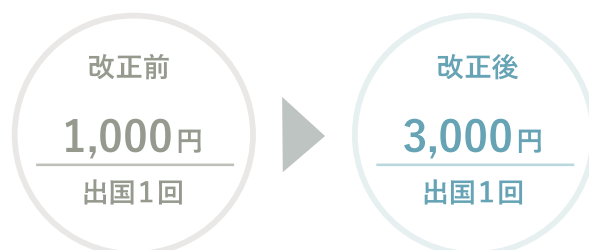
(注3) バス・トラックについても、燃費基準達成度の引上げ等の見直しを行う。

本則税率適用は
期限(R10.4.30)
までの経過措置

(4) 国際観光旅客税の税率の引上げ

- **オーバーツーリズム対策の強化やアウトバウンド施策の充実をはじめとした観光施策に必要となる財源を確保するため、国際観光旅客税の税率を出国1回につき1,000円から3,000円へ引き上げ**ます。
- 事業者の準備期間等を考慮し、令和8年7月1日以後の出国に適用します。

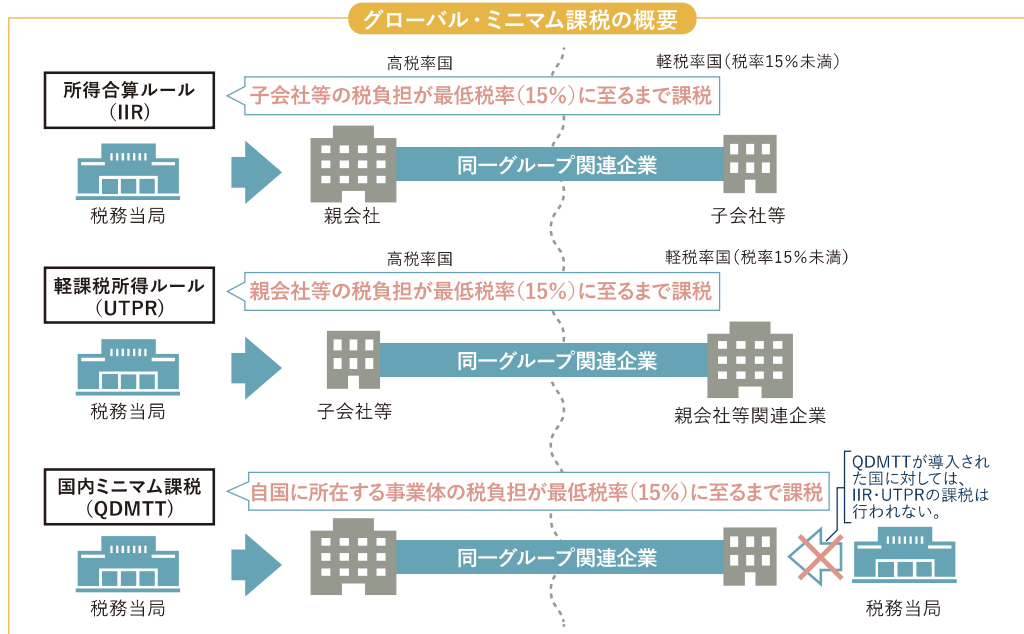
(注) 令和8年7月1日より前に締結された一定の運送契約に基づく同日以後の出国は旧税率を適用。



4 国際課税

新たな国際課税ルールへの対応

- グローバル・ミニマム課税は、各国の法人税引下げ競争に歯止めをかけ、企業間の公平な競争環境を整備するため、多国籍企業に対して各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みです。
- 2021年にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において合意され(コラム参照)、わが国としても法制化しました。



- 国際課税システムの安定化等の観点から、グローバル・ミニマム課税と独自のミニマム課税制度を有する一定の要件を満たす国(米国を含む。)の制度との共存等について、2025年6月以降「BEPS包摂的枠組み」において交渉が行われました。
- 2026年1月に合意が成立したことから、当該合意に則り、令和8年度税制改正においてわが国制度の見直しを行います。

見直しの主な内容

一定のミニマム課税制度を有する等の要件を満たす国(いわゆる共存適格国)に最終親会社が存在する多国籍企業グループについて、グローバル・ミニマム課税の所得合算ルール(IIR)と軽課税所得ルール(UTPR)の適用を免除します。

※ 2026年1月1日以後に開始する会計年度から適用

コラム 新たな国際課税ルールについて

OECD/G20では、以下の課題に対応するため、新たな国際課税ルールについて議論が行われています。

課題

- 市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加
 - ▶ 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - ▶ 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税取基盤が弱体化。
 - ▶ 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

- 2015年10月の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題(法人課税)について、作業を進めることに合意。
※ BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)
- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」(現在は148か国・地域が参加)において議論が進められ、**2021年10月、2本の柱による解決策に合意。**
 - ▶ 第1の柱(市場国への新たな課税権の分配)
 - ▶ 第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛特別所得税の創設

- 防衛力強化を行うための安定的な財政基盤の確保の一環として、令和9年1月から、所得税額に対して税率1%の新たな付加税として「防衛特別所得税」を創設します。
- その際、足下で家計負担が増加しないよう、復興特別所得税の税率を2.1%から1.1%に1%引き下げます。
同時に、復興財源の総額を確実に確保するため、課税期間を10年間延長します。



税制一般についての

パンフレット・財務省ウェブサイトのご紹介

- 財務省では、税制に関するパンフレット「もっと知りたい税のこと」を作成しています。税の意義や主な税目の仕組みなどを、イラストも使って分かりやすくまとめています。
- また、財務省ウェブサイトでは、各種税制に関する図解の資料等さらに詳しい内容を掲載しています。ぜひご覧ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/index.html

もしくは で検索



(参考) 令和8年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応	▲ 6,680	▲ 7,060
(2)ひとり親控除の控除額の引上げ	▲ 10	-
(3)住宅ローン控除の拡充等	▲ 90	0
(4)NISAの口座開設可能年齢の下限撤廃等	▲ 60	0
(5)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し	2,870	-
(6)通勤手当の非課税限度額の引上げ等	▲ 20	▲ 20
(7)公的年金等控除の見直し	50	-
(8)食事の支給について非課税とされる使用者の負担額の上限の引上げ	▲ 20	▲ 20
個人所得課税 計	▲ 3,960	▲ 7,100
2. 法人課税		
(1)中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し	▲ 20	▲ 10
(2)大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設	▲ 4,100	▲ 2,840
(3)研究開発税制の見直し	90	120
(4)賃上げ促進税制の見直し	6,750	3,340
(5)特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し	20	10
法人課税 計	2,740	620
3. 消費課税		
(1)国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税対象の見直し	410	-
(2)国際観光旅客税の税率引上げ	1,200	700
消費課税 計	1,610	700
合計	390	▲ 5,780

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 揮発油税及び地方揮発油税の当分の間税率廃止による減収見込額は平年度▲1.0兆円程度。

(注3) 賃上げ促進税制(給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度)の見直しによる増収見込額は、地方法人税等の増収見込額と合わせて平年度7,780億円程度。

(注4) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置(特定の基準所得金額の課税の特例)の改正前の制度部分の所得税の増収見込額は1,130億円であり、令和8年度税制改正による増収見込額と合わせて平年度4,000億円となる。

(注5) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置(減収見込額▲170億円)の廃止(信託等可能期間を延長せずに終了)により、将来的に同措置による減収効果が消失するものと見込まれる。

(注6) 「1.(1)物価上昇局面における基礎控除等の対応」は、基礎控除の引上げ(平年度▲2,060億円、初年度▲2,390億円)、基礎控除等の特例の拡充(平年度▲4,490億円、初年度▲4,500億円)及び給与所得控除の引上げ等(平年度▲130億円、初年度▲170億円)である。

(注7) 住宅ローン控除の拡充等による平年度減収見込額は、令和8年から令和12年までの居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額の平均額を計上している。

(注8) 物品販売に係る消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度150億円。

(注9) 令和8年度税制改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度280億円程度、初年度250億円程度(特別会計分を含む)。他方、令和5年度税制改正において燃費基準の達成度の切上げを順次行っており、令和5年度改正後の燃費基準の達成度が適用されるようになった令和7年度から令和8年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲40億円程度(特別会計分を含む)。

(備考) 研究開発税制の見直しによる増減収見込額の内訳

(単位:億円)

改正事項	平年度
1. 戦略技術領域型(重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度)の創設等	▲ 980
2. インセンティブの更なる強化(一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し等)	1,070
合計	90

(注) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

【別掲】 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

(単位:億円)

項目	令和8年度	令和9年度	平年度
1. 防衛特別法人税の創設(令和8年4月施行)	5,760	9,230	8,690
2. たばこ税の見直し(令和8年4月施行)	440	1,160	2,120
3. 防衛特別所得税の創設(令和9年1月施行)	380	2,630	2,560
合計	6,580	13,020	13,370

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 令和7年度税制改正及び令和8年度税制改正を踏まえた防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による現時点の増収見込額を記載した。計数は今後変動がありうる。

(注3) 復興特別所得税の税率引下げによる特別会計分の減収見込額は、平年度▲2,560億円程度、初年度▲380億円程度。

令和8年度税制改正について詳しく知りたい方へ

【令和8年度税制改正の大綱】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf

【令和8年度税制改正の大綱の概要】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/08taikou_gaiyou.pdf

【所得税法等の一部を改正する法律】

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/index.html

税に対する理解を深めるための取組事例

財務省主税局は、国民の皆さまが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、財政の現状や税の意義・役割等に関する分かりやすい広報を積極的に行っています。

もっと知りたい税のこと

税の意義や各税の仕組みなどについて、分かりやすくまとめたパンフレット。
財務省YouTubeチャンネルで動画も公開しています。



学習まんが「税金のひみつ」

小中学生向けの学習まんがです。
全国の小学校、図書館等へ寄贈されています。
電子版は無料で公開しています。



うんこドリル×財務省主税局

税金の役割について、うんこ先生がクイズ形式で解説。楽しみながら税金について学ぶことができます。
ホームページで冊子とゲームを公開しています。



QuizKnock × 財務省主税局

トリビアを通して、楽しみながら税金に関する知識を身につけられるような内容となっています。



秘密結社 鷹の爪 × 財務省主税局

税金をテーマにした吉田くんと総統のコミカルな掛け合いを通じて、税金の意義や身近な税金の種類といった税金の基本を学ぶことができます。

